

54. シビックトラストをめぐる市民主体のまちづくり活動の実態と展望

—日本、イギリスおよびアメリカの事例を通じて—

States and Prospects of Civic Movements in Livable Community Planning

—Cases in Japan, England and United States—

今枝忠彦

Tadahiko Imaeda

In Japan a growing interest in livable environment and community is now finding its way in the formation of various civic trusts as its effective implementation tools; for example, the civic trust in Sakura city (Chiba prefecture), originated in 1983 and others. This paper deals with the current civic movements in community planning activities in Japan, and analysis of relevant two cases in developed countries; "Civic Trust" in England, and "Partners for Livable Places" in the United States. Some comparison and estimation of the Japanese movements are shown in reference to these cases.

1. はじめに／研究の目的と背景

近年、市民主体の自主的まちづくり活動への関心が高まり、昭和58年6月に千葉県佐倉市において公益信託によるまちづくり基金の第1号が設立されたのを始め、昭和60年に入り新たに5件のまちづくり公益信託が誕生している。また、建設省においても今年度の5月に、都市景観懇談会において良好な都市景観形成の重要な施策のひとつとして市民レベルでのまちづくり活動の必要性が示され、その推進方策としてシビックトラスト導入の提言を受け、60・61年の2年にわたりシビックトラストの調査を進めるに至った。

本論文の主要な目的は2つある。ひとつは現在、シビックトラストをキーワードとして展開されている市民主体の自主的まちづくり活動に関する議論の趨勢と活動の実態を整理することにある。他ひとつは、自主的まちづくり活動のモデル事例として、イギリスのCivic TrustとアメリカのPartners for Livable Places(以下、PLPと略する)の2組織を取り上げ、その仕組み、活動内容等を整理するとともに、英米両国における自主的まちづくり活動の存立基盤を構成する社会的背景について考察することにより、わが国における自主的まちづくり活動の今後のあり方を探ることにある。

既になじみのある「ナショナルトラスト」については、昭和60年4月に「自然環境保全法人」という形で税制特例措置が実現するなど次第に社会的位置づけを獲得しつつある。現在、シビックトラストに対しては、民間、行政の双方から期待が寄せられている。市民サイ

ドからは、草の根的な自主的まちづくり活動を支える目前の資金的基盤形成への期待が、行政サイドからは、行政によるまちづくりの補完的機能を果たす資金的基盤を有する民間組織への期待となって現れている。しかしながら、「ナショナルトラスト」の自然・歴史的環境の保護、保全という目的が行政サイドに受容しやすい性格であったのに対して、市民主体であることをその基本理念とするシビックトラスト的まちづくり活動には、行政サイドに若干なじみにくい側面が見出される。シビックトラストに対して、定義、概念が明確でなく、その認識、期待等について錯そうした状況を呈する現状において、行政、民間の両サイドから、その経緯、背景を整理することが、シビックトラストに込められたまちづくり活動への期待を明確にし、具体化を促進していくために必要と考えられる。

「チャリティ」理念に裏打ちされたイギリスのCivic Trustと「ネットワーキング」に示される民間の自主的な社会参加活動に支持されたアメリカ PLPの組織の概要、実態については徐々に紹介される機会が出てきている。ここでは、2組織の活動内容を中心に整理することにより、組織の性格、社会的機能等について考察する。これらの先駆的事例は、社会的、制度的な構造、背景が異なるものであるが、わが国において資金的・運営的なシステムをベースとしたシビックトラストによるまちづくり活動の展開を図る上で、そのしくみ、活動理念、方法等について学ぶことはきわめて多い。

2. シビックトラストをめぐる動向

2-1 経緯について

1) 民間サイド

シビックトラストの源流を自然環境保全のナショナルトラストに逆のぼり現在に至る経緯を表1に示す。

昭和30年代後半から、全国各地で自然環境保全の動きが出てきたのは、高度成長を背景とした無秩序な都市化への反動の現れであった。鎌倉、長野県妻籠での活動にその発端をうかがえる。

昭和40年代の後半に入り、和歌山県田辺市天神崎の自然保護運動、北海道知床の100平方メートル運動など全国的にナショナルトラスト運動の進展がみられた。

昭和50年代後半に入ると、まちづくりを対象とした活動が活発化してくる。トヨタ財団による「身近な環境をみつめよう」研究コンクールは、従来資金的な障害ゆえ活動に限界のみられる市民主体のまちづくり活動において、先駆的な団体に対して研究助成費をベースとして活動を助長したこと、また先駆事例を通じて活動のノウハウ等を社会に広く知らしめる機会、場を創出し、草の根的なまちづくり活動の育成、普及に貢献した点で評価される。また58年に妻籠の団体が財団法人化したのを始め、佐倉市にまちづくり公益信託が設立するなど、資金的基盤を有する組織形成の動きが出てきた。60年に入り、既に5件の成立を見ており、

表1 シビックトラストをめぐる動向

	民間の動向	行政の動向
昭和40	39 「財団法人鎌倉風致保存会」設立	
45	40 「ナショナルトラスト(イギリス)」の本格的紹介(大仏次郎) 43.9 住民主体の「妻籠を愛する会」発足	
50	49 和歌山県天人崎保全運動始まる	
55	51 「シビックトラスト(イギリス)」の紹介(「プライド・オブ・ブレイス」、 井手久登) 53.7 オホーツクの村づくり運動の展開(「小清水自然と語る会」発足) 55 トヨタ財団による「身近な環境をみつめよう」研究コンクール	54.11 「財団法人岡山県郷土文化財団」設立(岡山県)
60	58.2 「財団法人妻籠宿保存財団」設立 58.6 「公益信託佐倉街づくり文化振興臼井基金」設立 58.10 「公益信託富士フィルム・グリーンファンド」設立 59.5 「社団法人奈良まちづくりセンター」設立 59.8 「公益信託豊が丘コミュニティ基金」設立	57.7 環境庁長官の私的諮問機関として、「ナショナルトラスト研究会」発足 58.8 「我が国における国民環境基金運動の展開の方向」報告書 58.11 「自主的社会参加活動の意義と役割」(経済企画庁国民生活局) 58.12 滋賀県近江八幡市でハートランド近江八幡資金会議」設立 58~59 「まちづくり公益信託調査」(建設省、(社)信託協会) 59.3 「財団法人佐倉緑の銀行」設立(千葉県佐倉市) 59.7 「財団法人さいたま緑のトラスト協会」設立(埼玉県) 59~60 「良好な都市景観形成施策の推進のための調査」(建設省)
	60.4 「公益信託ヨコハマ中区まちづくり本拠基金」設立 60.11~「東久留米シビックトラスト(まちづくり市民基金)」設立活動(東京都、 東久留米市) 60.11 「公益信託今津まちづくり文化振興基金」設立 60.11 「公益信託越谷まちづくり基金」設立 60.12 「公益信託佐倉都市環境整備生谷基金」設立 60.12 「公益信託佐倉都市環境整備臼井基金」設立	60.4 「さいたま緑のトラスト基金」設立(埼玉県) 60.4 「自然環境保全法人」に対する税制特例措置 60.6 「財団法人みどりのまち・かながわ県民会議」発足(神奈川県) 60.7 「社会参加活動の実態と課題」(経済企画庁国民生活局国民生活政策課) 60~61 「シビックトラストによる都市環境向上施策に関する調査」 (建設省および政令9都市(北九州市を除く)) 61.5 「都市景観想談会提言」

公益信託によるまちづくりの形成の傾向が強くなっている。

2) 行政サイド

行政サイドでは50年代の後半に入り、自然環境保全の動きが現れた。57年に環境庁内に「ナショナルトラスト研究会」が発足したのに呼応して、埼玉県、佐倉市、神奈川県等で緑の保存を目的とした財団法人の設立が見られた。そして、60年4月には、ナショナルトラスト活動を行う民法上の公益法人(自然環境法人)に対し、税制上の特例措置が実現し、また環境庁では61・62年の2年にわたり、ナショナルトラスト活動推進のための活動手法マニュアルの作成を予定するなど、国の支援体制がようやく整ってきた。

それに対して、シビックトラストへの対応は早く、民間サイドの動きに同調している。58・59年の建設省と信託協会による「まちづくり公益信託調査」にその先駆けを見ることができる。シビックトラストへの直接の期待は、建設省が59・60年に実施した「良好な都市景観形成施策の推進のための調査」の重要施策のひとつとして挙げられる。景観評価への共的な認識を組織に期待するものであり、民間活力の導入を背景として、シビックトラストによる市民レベルの活動に期待したものである。

2-2 シビックトラスト活動の源流

シビックトラスト活動の源流を自然環境保全のナショナルトラスト活動に求めたが、ここでは実際の活動事例からうかがわれる特性を考察する。

ひとつはナショナルトラスト活動の流れを汲むもので、歴史的町並あるいは自然環境の保護・保全がある。建設省が昭和59年に実施した「住民によるまちづくりに関する実態調査」によれば、ほぼ全国の市町村を網羅した同調査から約520のまちづくり団体が抽出され、そのうち歴史的町並、建築物、自然環境等の保全を目的とした団体は93団体で、全体の20%弱を占めている。

近年の動向で注目されるのは、まちづくり基金にもとづいて都市環境あるいはコミュニティの創出を図る公益信託の適用である。佐倉市(3件)、横浜市本牧地区、越谷市、名古屋市、大阪市今津の7地区で設立されている。横浜を除く6事例が区画整理事業による余剰金をベースとした基金であるところに特徴がある。

また、シビックトラスト活動を特色づける傾向のひとつとして、特定地域におけるカウンタープランの作成という動きを挙げることができる。これは、行政サイドの示す計画案に対して住民サイドがその対抗案を

提示するものであり、広義には住民による自主的な調査、研究の類いもこの動きに含まれるといえよう。

現在、シビックトラスト活動として盛り上がりを創出している市民主体のまちづくり活動は、以上示したように、①自然、歴史的環境の保全 ②公益信託によるまちづくり基金の設立 ③カウンタープランの提案の3つのいずれかの性格に起因している。

ナショナルトラストが自然環境の保全という一元的な目的に収束し、行政サイドとの連携が比較的容易であったのに対し、シビックトラストにおいては、カウンタープランというきわめて行政となじみにくい性質をその源流のひとつに持つ点に特殊性があり、行政サイドの推進、支援において今後の展開に困難が予想される。

シビックトラスト活動の事例を表2に整理した。自然・歴史的環境の保全として長野県の「妻籠宿保存財団」、まちづくり公益信託として「佐倉街づくり文化振興白井基金」、カウンタープランの提案として京都市の「岩倉まちづくり研究会」、また歴史的環境の保全をベースとしつつ幅広い活動を展開する組織として「社団法人奈良まちづくりセンター」を取り上げた。

表2 シビックトラスト活動を代表する市民主体のまちづくり活動事例

団体名称および組織形態	設立経緯	設立目的	活動内容、実績、活動費	問題点・課題
①財団法人妻籠宿財団 (長野県南木曽町) 財団法人	昭和43年、「長野県明治百年記念事業」として妻籠宿の保存を試み。 昭和43年9月 地場会住民により「妻籠を愛する会」が発足。 昭和46年 「妻籠宿を守る住民意識」 昭和48年 「妻籠宿保存会条例」 昭和57年 財団法人設立発起人会発足 昭和58年2月 財団法人妻籠宿保存財团設立	妻籠宿とその周辺の美しい自然環境を守り、健全な文化のまち作り高い地城を誇り、更に文化財保護と自然環境保護の運動を推進して、わが国の文化の向上と地域の發展に寄与すること。	①内容 妻籠宿保存のための保存運動の助成、指導、土地・建物の買上げ及び借り上げにによる保存事業、関連施設の整備事業、文化向上のための普及事業等。 ②実績(10年間) 妻籠を愛する会への活動賛助成。茶屋建物の保存工事、民家の買い上げ等。 ③活動費(60年度) 基本財産は約5,000万円。管理費として約600万円。事業費として約1,500万円。	①金利低下による運用取引の目減り ②寄付受け人が少ないと 免責措置の受けられる自然環境法人の認可が、主務官庁が県教育委員会であるために難しい。
②佐倉街づくり 文化振興白井基金 (通称) 「ふるさと街づくり基金」 (千葉県佐倉市) 公益信託	佐倉市白井新田地区区画整理組合の解散とともに清算余剰金が用途につき公共事業実施を計画したのが発端。当初、財団法人化の動きがあったが、佐倉市が公益信託を検討する。 昭和57年11月9日 土地区画整理組合理事会で基金設立を決定する。 昭和58年6月21日 「ふるさと街づくり基金」設立	郷土の歴史、文化財等の調査、研究および文化的な街づくりに活動する個人または団体に対する助成を行い、佐倉地区が目標とする活力ある文化都市の創造に寄与すること。	①内容 イ. 文化的な街づくりに必要な環境整備などの活動を行ひ、個人または団体への助成ロ. 郷土の歴史や文化財の調査、保存、研究を行う個人または団体への助成 ②助成実績 58年 8件(280万円) 59年 5件(455万円) 60年 7件(817万円) ③活動費 信託財産は金額が1億円。事務費に約50万円。助成金が年間約600万円程度。	①街づくり提案に対する行政側との調整。 ②助成対象となりうるまちづくり団体が十分に見当たらない。 ③助成の結果、整備された公園、道路等の維持管理責任が行政側にない。 ④運営委員会に行政担当者が参加しているが、タテ割り行政の障壁が出る。
③岩倉まちづくり研究会 (京都市) 専門家、地域の有志による 任意の研究団体。	京都市の東北部に位置する岩倉地区では、新興住宅地として、昭和40年代より開拓化が進行した。地区内には、土地区画整理事業の決定区域があるが、無秩序な宅地化が進行しつづけた。 そのため、地元在住の専門家、有志を中心として、研究活動を開始する。組織的な活動の範囲は、昭和55年のトヨタ財團に対する研究助成を契機とした。	新興住宅地における無秩序な宅地化を住民自らが共同してコントロールしていくための「地図協定」の締結を促進すること。	①内容 岩倉地区的現況調査、将来構想、土地利用を軸とした地区単位の「地図協定」を検討する。 ②実績 6年ほどの活動により、ほぼワントランド実現した。現在、「まちづくり(地域)協定条例」の実現を行政に働きかけている。 また、「公益信託・岩倉まちづくり推進基金」の設立に向けて動き出している。	①活動を継続し、目標を実現するためにはトヨタ財團の果たした役割を、より地域レベルで継承するためのしくみが必要である。
④社団法人奈良まちづくり センター (奈良市) 社団法人	昭和54年11月 センターの母体となる「奈良地域社会研究会」が十数名で設立。21世紀の奈良の理想像の構築を目的とし、自主的な調査研究活動の成果を住民、行政に提案する等の活動を展開。 昭和59年5月 永続的なまちづくり活動を展開するためには、人・資金を含めた総合的システムの確立を目指して社団法人組織として、奈良まちづくりセンターを設立する。	住民による自主・自律のまちづくりの推進、支援と地場産業型シンクタンクとしての役割を果たすこと。	①内容 センターやまちづくりの推進、支援、調査研究の3つの機能に加え、奈良等の歴史的資産の保全、地場産業の振興、イベント企画など多様多様の活動を実施。 ②実績(第2期・60年度) 奈良RDP計画調査、コミュニティマーチ調査、第3回奈良町フェスティバル開催等。 ③活動費 当初資金は85万円。60年度は、会費收入約100万円、調査受託収入約800万円。	①経済的基盤確立 会員収入の収益、受託調査収入の不安定などの問題がある。 ②専門的立場からまちづくりをコーディネイトできる後継者の育成。 ③ボランティア参加のシステムの確立。 ④ソフト面以外のハード面での実績づくり

3. "Civic Trust"⁽²⁾ と "Partners"⁽³⁾について

3-1 Civic Trust

1)概要：Civic Trustは、1957年保守党の下院議員ダンカン・サンズ(Lord Duncan-Sandys)氏によって設立され、イギリス・チャリティ委員会(Charity Commission)に登録されるチャリティのひとつである。1,000余りの地域組織と約30万人が登録されている。

歴史的に重要な建築物の保存、良好な田園環境の保護、居住環境の保全以外に建築・計画分野の水準向上等を目的としている。

2)背景と経緯：イギリス都市計画においては、歴史的建造物あるいは田園の保全は主要な理念であった。ダンカン・サンズは1954年から57年の間、住宅・地方行政大臣を務め、その間に、行政から干渉されないボランティア団体により公益的な環境形成を進め、行政の行動を刺激する必要性を認識し、Shell、ICI、Unileverなどの企業から基金を受け、設立した。

1960年代の後半になり、環境の保存・保全への一般的な関心が高まり、興味の対象が、保存(preservation)から保全(conservation)へ、建築物の単体から地区・都市スケールへと移行している。その傾向が法制面で具体化されたのが1967年のCivic Amenity Actである。これにより、計画当局が「建築的ないし歴史的に特別な価値を持つ区域」を「保全地域」として指定することが可能となった。

3)運営 i)組織：年間の活動の方針等は24名からなる理事会によって方向づけられる。実質的な活動は約20名からなるスタッフによって効率的に展開されている。協力機関として、北東イングランド、北西イングランド、ウェールズおよびスコットランドに4トラストを持ち、財政的には独立しており、各トラストの議長はCivic Trustの理事を兼ねている。

ii)財政：登録料や会費は徴収せず、企業・個人からの寄付、政府補助による資金によって運営されている。図に1984年度の収支状況を示す。収入30.6万ポンド(対前年21%増)の内、カベナント(Covenant)と寄付金で約40%、政府補助23%、シビックトラスト賞後援金11%が主体となっている。支出34.5万ポンド(対前年22%増)は出版15%、保存事業11%、シビックトラスト賞11%はじめ各部門平均的に配分されている。収支は経常的に欠損状況にある。

4)活動：Civic Trustの担う主要な機能は以下のように集約される。

① 1,000以上のローカルアメニティ・ソサエティを全国レベルでネットワーク形成し、新たな法律制定や環境に関する動向について啓発すること。隔月刊行の機関紙"HERITAGE OUTLOOK"によって情報提供。

②他の場所において参考となる内容を含んだ先駆的なプロジェクトを主導すること。1978年以降のWirksworthでの保全・再生計画、Halifaxと周辺地域の観光開発計画等。

③良好な環境形成に貢献した計画を表彰すること。「シビックトラスト賞」、「プライド・オブ・プレイス(Pride of Place)競技」が設定されている。

④政府報告書を批評したり、公共性の高い調査に参加するなど行政、委員会としての役割を果たす。具体的には、グリーンベルトに関する政府通達、イングランドとウェールズ内のバイパス整備計画への批判的表明がある。

⑤その他に、歴史的建築物等の保存として、建築物保存基金(Architekutural Heritage Fund)を管理し、地方の団体に対して建築物の購入・修復費用を低利貸付け援助を実施している。また、DoEによって設立された「遺産保存教育グループ(Heritage Education Group)」を主導して、学校教育における環境教育拡大の運動を展開している。

4)登録制度：登録されるトラストは、ローカル・アメニティソサエティ(local amenity society)、アメニティソサエティ連合(amenity society federation)、建築保存トラスト(buildings preservation trust)の3種類に分けられ、別々の全国登録簿に登録される。

ソサエティの登録資格にCivic Trustの活動理念を伺うことが可能である。

①主要な目的が対象地域内の住民を啓発し、計画と建築の水準を高めること。目的が地域の歴史、歩道の維持・管理という狭い領域に限定されること。

②ソサエティのメンバーになるためには特定の資格を必要としないこと。

③新たなソサエティの活動対象範囲は既存のソサエティの活動範囲と重複しないこと。

④ソサエティの活動範囲は、環境的主題を扱うことが可能となる程度に広範であること。地域規模としては、ひとつの町・村、小さな町と近接の村々、隣接する村の集合、大きな町あるいは都市の郊外・地区、田園地帯・海岸線・河畔等の集合した地域等である。

⑤ソサエティの議長、副議長、書記そして会計の幹事

と執行委員会あるいは補助委員会の構成員は財政的、専門的な関心事項について考えを宣言しなければならないこと。

3-2 Partners for Livable Places

1)概要： PLPは、コミュニティに関する経済的健全性と生活の質の改善を追及する国際的な連合組織であり、600以上の組織と個人の会員より構成される。1977年ワシントンに設立された。PLP創設には生活の質に関する広範な関心を有する27の組織が関与し、その中には、Urban Land Institute, American Planning Association, Trust for Public Land, American Institute of Architectsなど開発、計画、デザイン、環境に関する主要な組織が含まれている。

PLPは地方のコミュニティ住宅連合から国際的環境グループまで多様な組織に対して、情報センターとして、また公的活動と意識の啓発にもとづく都市改善の創造者として機能している。

2)経緯と背景： PLPの誕生は、1975年ニューヨークで開催された「近隣地域保全会議(Neighborhood Conservation Conference)」に負うところが多い。この会議は、National Endowment for the Artsの主催により、都心部の近隣地域における保全と高揚をテーマに開催され、400人あまりの行政指導者、デザイナー、都市計画家等が参加した。この会議のディレクターであったRobert H. McNultyは、この会議を通して、歴史的な保存(preservation)から近隣地域の保全(conservation)への進展の必要性を確信している。その進展を可能とするのは、“livability”的概念の確立であり、それは「場の意識」と「快適さへの接近」によってもたらされるものである。PLPは、近隣地域における「コミュニティのプライド」と「経済的開発」の必要性が示された会議を引き継ぎ、McNulty氏の主導のもと、会議の参加者、支援機関の協同により設立された。

3)運営 i)組織： PLPは、27名より構成される理事会(3年任期)によって運営される。理事の責務は、活動方針指導、財政管理、基金拡大等が中心である。協議会のメンバー会員の中から選ばれ、プログラムの方針について理事とスタッフにアドバイスを与えることができる。PLPの代表者は理事会のメンバーであるRobert H. McNultyである。

ii)財政： PLPは寄付、請負、基金、会費、出版物やサービス料によって維持される。そのプログラムや活動は大きな財団や企業によって支援される。1982年の

収入は 約115万ドル(対前年度25.4%増)で、その内財團による助成41%、政府補助34%、会費・個人寄付16%、企業寄付9%となっている。(尚、支出内訳は不明。)

4)活動： PLPの活動は多岐にわたるが、主に支援、助成によるソフトな対応が主体であり、プロジェクトは以下の5つの分野に分類できる。

①快適さの経済学(The Economics of Amenity)

快適さの市場価値を示す技術的援助プログラムである。都市内のオープンスペースや公園、良好なデザインの建築物や道路、修復あるいは再利用された歴史的建造物、清浄な空気や水などによる快適さがコミュニティの経済的健全性に対していかに貢献しているかを示すものである。

②新しい市政学(The New Civic)

シビックあるいは慈善組織のリーダーのために、新たな管理・運営技術、法的・政策的手段、資金獲得手段、サービス提供の方法等を追及するものである。

③アメリカコミュニティの祝福

(Celebrate American Community)

アメリカ人がコミュニティの質を改善している事例が収集され、それらは関心を持つジャーナリスト、テレビプロデューサー等のコミュニケーション関係者に提供される。

④国際プログラム(International Programs)

都市や社会問題におけるアイデアや技術の移転に関してその情報提供、交換を促進している。

⑤住み良いコミュニティプログラム

(The Livable Communities Program)

コミュニティ内における「場」意識の高揚と快適さへの接近の改善という方法で住み良さ(Livability)を求めるものである。

5)ネットワーク形成： 会員制により、利益を追及しない非営利組織(nonprofit organization)を対象とし、個人、地方あるいは州機関、地域・全国機関、国際機関に分かれる。利益組織は支援会員あるいは寄付者として参加することができる。

情報提供は、“Livability Clearinghouse”が担当している。各種プログラムやデータがファイルされ、利用者に対して一般に公開されている。会員に対しては、“PLACE”(月刊)、“Livability”(季刊)、“Livability newsletter”(年2回)等の機関紙によって情報がサービスされる。

また、アメニティ、経済、芸術等の全国的な会議を支援し普及、啓発活動を通してネットワークの形成を展開している。

3-3 まとめ

PLPはその活動内容において、Civic Trustをモデルとしており、より広範な活動を指向する性格に共通性が見られる。また、ともに収入に占める政府補助の比率が高く、政府との関係性の強さに特徴が見られる。

両組織の活動する社会的背景を探ると、イギリスでは階層的社会を背景とした慈善行為を基盤にアメニティソサエティ(amenity society)が、アメリカでは民主的社会を背景とした自主独立の精神を基盤に非営利団体(nonprofit organization)が全国に数多く存在し、地域の「共」的社會的基盤を形成しており、それらを公的にネットワーク化する形で Civic Trust、PLP が機能しているといえよう。

社会的・制度的違いはあるが、両組織は共に「保存・保全」の活動を源流として、それだけにとどまらず広範な活動を展開している。個々の運動レベルとしては、地区・都市についてのプロジェクトの展開において、生活的側面を含めた総合的・包括的なまちづくりを指向していること、また全国的組織レベルとして、個別の組織・活動をネットワーク化し、まちづくりに関する情報の提供、支援等のまちづくりのセンター的機能を果たしていることは、わが国におけるまちづくり活動が、比較的狭義のまちづくりに収束する傾向にあること、市民主体のまちづくりを展開する上での情報・ノウハウ等に不足しがちであることを考慮すれば、現在シビックトラストをめぐって多様な展開のみられる市民主体のまちづくり活動にとって大いに参考になるものである。

4. 今後の展望

シビックトラストをめぐる動向では、民間サイドによるシビックトラスト活動の展開に対する行政サイドの反応がきわめて早いことに特徴が見られる。それは、民間活力の導入といった経済政策的な時流に留どまらず、まちづくり意識の多様性への対応、個性あるまちづくりの推進といったまちづくりの基本に対応したものであることに起因している。

現在注目されているシビックトラスト活動の源流は、自然・歴史的環境の保全、公益信託によるまちづくり基金の設立、カウンタープランの提案の3つに求めることができる。

シビックトラストに対する民間サイドからの期待は、草の根的なまちづくり活動の継続的な推進とこれを支える資金的基盤の形成にある。それに対して、行政サイドからの支援方法としては、税制面、法制面の整備が想定されるが、そのためには、民間サイドに組織としての社会的な資格、信用が要請される。しかしながら、こうした認知基準を一旦定めると、これから漏れる草の根的な活動を展開しているまちづくり組織をいかにカバーできるかという問題が残る。さらに、シビックトラスト活動を支える源流のひとつとしてのカウンタープラン提案の性格は、行政サイドにとっては行政の計画策定権限、計画策定プロセスにおいてなじみにくいものである。

Civic Trust および PLPから学ぶ点として、個別プロジェクトにおいて総合的な地区・都市のまちづくりを指向し、個々のまちづくり団体に対してセンターとして有為な情報を提供するなどの活動理念・内容に加えて、行政との関連では、両者共に組織の設立、活動、運営的側面において中央政府との関係性が強いが、同時に社会的に高い信頼性を確立しているため、行政サイドの計画事項に対するチェック機能を持つなどその社会的機能があげられる。

民間サイドにおけるシビックトラスト活動は、現在きわめて流動的、多様に展開している。シビックトラスト活動をまちづくりの現場で担う草の根的な活動を広く救い、自由な展開を保証する社会的な枠組の確立が望まれる。

また、税制面、法制面等の検討を行うことはもとより、ベーシックな議論が必要である。行政と市民レベルでのまちづくりの機能・役割、自主的な社会参加活動を可能としむる社会的基盤の形成、たとえば「共」的スケールでの意識高揚などについて検討される必要がある。シビックトラスト活動への期待が、一時的な「はやり」に終わらない対応が必要とされている。

注

- (1) 山岡義典氏は、シビックトラストとして「市民活動基金」の概念を対応させている。
- (2) Civic Trust information 等の資料、文献を参考にした。
- (3) PLPへのヒアリングと入手資料を参考にした。

参考文献

- 1) 木原啓吉(1984) : 「ナショナル・トラスト」
- 2) 佐藤 (1986) : 「ナショナルトラストとシビックトラスト」, *自治研究*, 第62巻第4号
- 3) 山岡義典(1986) : 「シビックトラストの考え方とその歴史的背景」, *地方自治通信*, No.196